

会 議 録

会議の名称	平成 29 年度第 1 回本庄市地域福祉計画審議会・本庄市地域福祉活動計画策定委員会
開催日時	平成 29 年 7 月 28 日(金) 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで
開催場所	本庄市役所 6 階 大会議室
出席者	金井敏委員、鈴木豊彦委員、岡芹正美委員、広瀬伸一委員、種村朋文委員、須藤成光委員、卜部由美子委員、森みどり委員、菌部光一委員、齋藤康雄委員、金田佳子委員、井上悦子委員、飯塚二三子委員、高橋祐介委員、神岡豊子委員、栗原隆委員、野本壽永委員、宮里充子委員、高橋勉委員
欠席者	茂木秀夫委員
事務局職員	福 祉 部：山田由幸部長 地 域 福 祉 課：岡田忠彦課長、下垣淳課長補佐、井田有為主事 社会福祉協議会：新井次郎事務局長、茂木亮一次長、関根達也係長
議 題 (次 第)	別紙次第の通り
配 付 資 料	別紙
その他特記事項	傍聴者 6 名
主 管 課	地域福祉課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 (岡田課長)	<p>定刻となりましたので、平成29年度第1回本庄市地域福祉計画審議会及び本庄市地域福祉活動計画策定委員会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、暑い中、また、公私ともご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本庄市福祉部地域福祉課課長 岡田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に基づき 順次進めたいと思います。ご協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに、委嘱状の交付を市長からお願いいたします。</p> <p>なお、本庄市地域福祉計画審議会とあわせまして本庄市社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員会の委嘱状の交付も行います。</p> <p>また、交付の順番につきましては、本庄市地域福祉計画審議会条例第3条第2項の各号の順番で行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、大変恐縮ですが、2番目以降の委員の委嘱状につきましては、本文を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
	名簿順に委嘱状を交付
事務局 (岡田課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>尚、本日1名、茂木秀夫様のご都合により欠席となっております。ご了承ください。</p> <p>続きまして、市長の吉田信解よりあいさつを申し上げます。</p>
吉田市長	<p>皆様こんにちは。本日は、平成29年度の第1回本庄市地域福祉計画審議会並びに本庄市地域福祉活動計画策定委員会に大変お忙しい中、市役所6階大会議室までご参集賜りまして誠にありがとうございます。市長の吉田でございますが、改めまして今般この地域福祉計画審議会並びに活動計画策定委員会、新たに皆様方に委嘱状の交付をさせていただきました。それぞれ皆様方におかれましては、本庄市の各分野におきまして、地域における福祉の様々な諸課題にそれぞれの立場から献身的に取り組んでご尽力をいただいていることにまず、心から御礼、感謝を申し上げる次第でございます。福祉の分野というのは、非常に多岐にわたる様々な分野があるわけでございますけれども、とりわけ近年、高齢化の進行、そしてまた、若年層の方々の貧困の問題、あるいは虐待の問題、そしてまた障害を持っている方々の社会参画を更に推進していこうという時代の潮流、様々な分野でこの福祉の行うべき、行政としても、また民間の皆様方に期待されている役割もますます大きくなっているところでございます。振り返って考えますと、行政についても、福祉を担当する部署、分野に配置する人員も年々増えてきているわけございまして、それだけ課題も大きいし、ま</p>

た、そういうところをしっかりと成し遂げていくことが、いつまでも安心して住み続けられる地域社会づくりのために欠くべからざる事業なのかなと私自身感じているところでございます。この福祉の事業というのは、行政だけでなく本日お越しの各小団体、各グループ、いろいろな機関の皆様方、こういった方々のご尽力なくして進められないわけでございます。特に冒頭申し上げましたけれども、超高齢化時代でございます。働き手も人口の割合からしてどんどん少なくなっている中、どうしたら自助、共助、公助の世の中をみんなで作り上げていくことができるか。今の世代の我々に、今生きている我々に課せられている課題は非常に大きいものがあると思います。世界的な観点でみれば、これだけ超高齢化社会に突入しているのは実は日本が本当にある意味世界の最先端を行っているわけでございまして、裏を返せば最先端をいっている我々がしっかりと、そこにお住いの方々が安心して住み続けられる社会を作れるか否か、それは世界中が注目しているといっても過言ではないと思っておりますし、同時にまたそれは国家ですべて面倒を看するというよりも、やはり地域に住んでいる我々一人ひとりの課題であるし、また行政としては、政府ももちろん大事ではございますけれど、一番の基礎自治体である市町村、こちらの役割も非常に大きいものがあるわけでございます。まさに市制に生きる我々一人一人が、言ってみれば人類の歴史上、新しい時代を作るためのチャレンジを行っているといっても私は過言ではないだろうと思っております。まず、自分のことは自分でやらなければいけない。しかし自分のことが自分でできなくなった場合に家族であるとかあるいは友人、知人、隣近所そしてまた社会における共助の仕組み、そしてまた行政による公助のしくみ、こういったものを幾重にも重ね合わせる中で、たとえ自分自身が病気や加齢や障害等でなかなか日常生活を送るのが不自由になったとしても、自分らしく安心して生きていける社会をみんなで作っていく、これが現代の日本に課せられたとても大きな課題ではないかなと思うわけでございます。そういった観点からこの地域福祉計画と地域福祉活動計画、こちらの方をしっかりと本庄市としても市民の皆様と共に作り上げていきたい、そしてそれを進めていきたいと考えております。

本日はこの後、高崎健康福祉大学の金井先生からもお話を伺うわけでございますけれども、私も先生とは実は以前ご講演を拝聴させていただきましたし、今もフェイスブックで繋がっております、本当に様々な分野で様々な地域に出向いて、ご活躍をいただいている先生でございます。我々も地域福祉計画また地域福祉活動計画の本当に初期の段階から先生には活動していただいております。ぜひご講演を拝聴していただいた後に、引き続き議事といたしまして会長選出、あるいはまた審議会の機能、諮問事項、予定スケジュール等の内容になっておりますのでよろしく願いいたします。見渡しますとですね、傍聴席にもたくさんの方々がお越しいただいております。それだけこの計画を策定することに関心のある市民の方が多いという証ではないかなと思っております。

	<p>ます。皆様の手で安心していつまでも住み続けられるそんな本庄市づくりのためにご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。市長からのご挨拶とさせていただきます。ご参集ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (岡田課長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長におきましては、この後、他に公務がございますので、退席いたしますが、ご了承ください。</p> <p>続きまして、次第4の講義でございます。</p> <p>本市では、平成26年3月に第1期地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定いたしました。それから地域福祉を取り巻く環境は、大きく変化しております。</p> <p>本日は、地域福祉計画の在り様や、国におけます政策の動向、また、今後の審議会における論点等を整理するため、審議会委員の皆様に向け、講義の場を設定させていただきました。</p> <p>講師は、本審議会委員で、第1期地域福祉計画の策定委員会においても副委員長を務められた金井敏委員が務められます。金井委員は、また、高崎健康福祉大学で教授として教鞭を執られる傍ら、厚生労働省を始め様々な地域で精力的に地域福祉活動に取り組んでおられます。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
<p>金井委員</p>	<p>高いところから失礼いたします。高崎健康福祉大学の金井でございます。</p> <p>地域福祉計画審議会並びに地域福祉活動計画策定委員会の開催に先立ちまして地域福祉計画、活動計画、それから地域福祉について少しお話をさせていただいて、議論を進める参考にさせていただければと思います。少しお時間をいただければと思います。</p> <p>資料の方、お手元にプリントしたものがございますけれども、字が細かい資料などもございますので、後程確認していただければよろしいかと思います。事務局の方から40分ほどということでございますので、ちょっと長くなると思いますが、お付き合いいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。私も何度か、本庄市内でお話をさせていただきましたので、もうすでにお話を聞いているという方いらっしゃると思いますけれども、改めまして、地域福祉計画に少しスポットを当てて話を組み立ててまいりたいと思っております。</p> <p>まず、共助の仕組みが地域福祉計画と地域福祉活動計画であるということを確認させていただければと思います。資料にありますように、自助、互助、そして公助というしくみがございます。</p> <p>自助につきまして、文字どおり「自分のことは自分です」ということですね。もちろん自分以外の家族、親族も含めてでございますけれども、身内を中心にしながらか自分のことを何とか生活できるように成り立たせるというわけで</p>

<p>ございます。</p> <p>互助につきましては、お互いに助け合いということで、資料に書いてありますように、例えば隣近所、自治会町会、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、商店、企業、いろいろなところがお互いに助け合いながら、「何らかの支援が必要なAさん、Bさん、Cさん、Dさんという方が何とか地域で生活できるように、お互いに助けあう」という、こういう仕組みが互助ということになります。</p> <p>そして、公助につきましては、資料に書いてあります、政府、都道府県、指定都市、市区町村、事務組合を含めた公が、このAさん、Bさん、Cさん、Dさんに対して税金等を用いながらサービスをしていくということでございます。先ほどの吉田市長の話にありましたように、国がいろいろと考えることもある訳でございます。今は超高齢社会、少子社会、そして単身化が進むという、人口構造が急変する中であって、日本政府としても、喫緊の課題として、国民生活をどうするかということで様々な施策を出しております。これらの施策は国も考えていますけれども、国が考えればすべてが進むかということではございません。市長の話のように、地方自治体とりわけ市町村がどういうふうにそれを組み立てて、住民と接しながら住民の自立を支えていくかということが大きな課題になっております。従って、国がいろいろな施策を進めていっても、それを具体的に市町村がどのように展開するかということが、大きく市民にとって影響してくる訳でございます。ですから、組み立て直す力が本庄市にあるかどうかということが大きく問われているということでございまして、地域福祉計画がその一つのきっかけになると、私は思っております。</p> <p>いずれにしても、自助、公助、互助という3つの支えがある訳でございますが、私はこの中に共助という仕組みを入れたいと思っております。ともすると共助と互助は似たようなところで書かれているところが多いと思うのですけれども、私は敢えて共助という枠組みを作りたいと思っております。それは今言った公助と互助、こちらを合わせて取り組む仕組みが共助ということになります。したがってこれからお話する地域福祉計画と活動計画は共助の仕組みということになると思います。</p> <p>自助、互助、公助の3つの要素ですけれども、まず自助について見ていきたいと思いますが、資料には結論めいたことを書いておりますが、自助は限界にきていると考えておりますので、このことを少し皆様方と共有したいと思います。</p> <p>まず身内親族については、その数がどんどん減少しております。資料のデータは、私が個人的に収集した統計データを基にしているのですけれども、80代の方の従妹の数は大体30人前後なのに対して、20代、例えば私が担当している学生などの従妹の数は大体4人ぐらいが平均ということです。その差が随分ありまして、だんだんと年代によって減少してきているということでござ</p>
--

います。この従妹の数で身内を類推しますとこれは統計的な根拠はなく、私のイメージでそういうふうに思うのですけれども、叔父さん叔母さん、甥姪とかの親族を考えると従妹の数の3倍から4倍くらいではないか考えております。そんなイメージでいくと80歳の方の身内の数は大体100人から50人位と推測できますが、20歳代の方の身内の数というのは30人くらいしかいない、ということになります。つまり、自助といって家族、親類縁者で支えていくという仕組みは、おそらく年配の方たちのところは、従妹やおじさん叔母さん、甥姪という人たちが支えてくれる余地はまだ残っていたのだと思いますけれども、だんだん年代が下がるに従い、その身内は減ってきているということから、到底自助ではまかないきれない時代になってくるということがございます。しかも、高齢の方を見ても、たくさん身内がいるとしても、単身化が進んでおり、また、親族が地域的には離れて暮らす方もたくさんいらっしゃいますから、すぐに何かあったときに駆け付けるといった状況も難しくなってくるということがございます。このところが地域福祉の課題としては一番大きいのではと思っております。

人口の単身化と高齢化についてですけれども、今お話ししましたように、一人暮らし世帯はどんどん増えていまして、33～35%位が一人暮らしになっています。若者からお年寄りまで含めたものですが、一方核家族は減ってきております。そして資料の棒グラフが一人暮らしの高齢者の数ですが、現在600万人近くの単身高齢者が2025年には700万人になるという推計になっておりますので、こうしたことを含めて2025年はひとつの大きなエポックになるのではないかとわれております。

また、家族の人員をみていきますと、昔の大家族、戦前の家族の団欒の風景ですけれども、こういったものから昭和30年代、高度経済成長を通じてこういった核家族の形態をとり、そして現在は2人暮らし、お一人、若い方もいらっしゃいますけれども子供が少ない状況で推移していく訳でございます。

戦前や過去には、福祉というのは、家族にすでに備わっているとかつては言われた訳でございます。家族がやることである。ということにして、福祉はあまり介入しなくても大丈夫だった時代と言われてはいますが、現在のように人口形態が変化してきますと、身内以外の方がその人を支えていくことが必要になってくる時代ということになります。5人家族が2.5人家族ということとで、60年間で今こんな状況になってきております。

こちら人口ピラミッドですけれども、政府の統計資料から持ってきました。2015年から2025年の本庄市の人口ピラミッドの変化でございますけれども、65歳以上が1.1倍に増えることが推計されています。また、75歳以上は1.3倍という形で増えていきます。いわゆる、つぼ型というところにおいて現在入ってきているわけですけれども、さらに進んでくるということになります。一方働き手を含めた若い人たちというのは今より少なくなってく

という現状になります。

そして、これは以前の研修会の時にお出しした資料ですけれども、本庄市内の中学校区ごとの高齢者の数と要支援、要介護者の数を入れた数字でございます。皆様がお住まいの地域もあると思いますけれども、それぞれ高齢者人口、例えば西中学校区でしたら3,685人で、要支援者99人、要介護者456人という数字でございます。こちら531人という数字がありますけれども、これが何を表しているかという、この支援が必要な方の中で在宅の方がどのくらいいるかという推計値になります。統計で在宅が83%、施設が17%ということで、要介護者の居所がなされていますので、それで割り返してみますと要介護者の83%が地域にいるとすれば、およそ531人が中学校区にいるのではないかと推計でございます。2025年までに本庄市全体の65歳以上人口が1.1倍増えるということですので、2025年には在宅の要介護者が584人に増えるのではないかと推計されます。現時点でかなりの方が在宅でいらっしゃるわけでございますけれども、各々の中学校区でこれからも増えていくというわけでございます。

この人達をどのように支えていくのか、介護保険という公的サービスで支えるのか、それにプラスして地域住民でも支える仕組みを作るのかどうか。保険料を上げて公的サービスを充実させていくのか、あるいは保険料はそこそこで住民もがんばって少しずつ支えていく仕組み、これは介護保険の地域包括ケアという名前で第7期の介護保険事業計画の中で作る予定ですが、そういう仕組みを作っていくのか、そういったことを考えざるを得ない時代にきているということでございます。認知症は高齢者の親の25%が認知症又は認知症予備軍ということになっていきますので高齢者の数で割り返してみますと、これくらいの数の方がたぶん地域にいるのではないかと推計されることとなります。ですから当然2025年になりますと、1.1倍か、もうちょっと増える可能性はあるということになります。さらに次のスライドですけれども、これは避難行動要支援者、28年2月1日現在で調べていただいたところでございますが、西中学校校区では199人の方が私を助けてほしいと、災害が起こった時には支援をしてほしいと言っている訳でございます。実際に在宅要援護者531人、認知症の方が921人ということで、これは重複もあるわけですが、手を挙げている方はこれくらいの人数です。ここだけで実際に災害防災として大丈夫なのかどうか。おそらく、あなたは大丈夫ですかと聞いたときにまあ何とかなるだろうと自分で判断された方とあるいは手を貸しますよと言ったときに、手を貸してくださいと言うと何か自分の自立心が損なわれてしまうような、または自尊心が傷つけられてしまうような感触もあって、いや大丈夫、私は何とかするからと答える方もいらっしゃるでしょう。あるいはこういった状況があることが想像できないで答えられない方もいらっしゃると思います。そういった方々も含めると、もうちょっと人数が増えるのではないかと

ということが推測されます。最近は大津波が非常に起きておりまして、思いもよらないところでの洪水があります。そういった際に逃げてこられる方、あるいは逃げられない方、きちんと手を挙げていただき、地域で面倒みるよという体制を作っておくことが大事になってくるかと思えます。

資料に挙げた支援が必要な方々の例ですけれども、これらの方の中にも、そういった手を上げないとか手をあげたくない、SOSを出したくないという方がおそらく地域にいらっしゃるのではないかと思います。例えば、孤立、孤独死を迎えてしまう方もたくさんいらっしゃいますし、低所得者の問題、貧困の問題もごさいます。買い物の困難な人、災害時の、先ほど言いました要介護支援や要行動支援者、認知症の方々、そして8050問題もあります。

これは少し象徴的ですが、80代の親御さんと50代の独身の息子、娘が暮らしている世帯で、息子、娘はもしかしたら働いていないかもしれない、あるいは引きこもりかもしれない、障害があるかもしれない、そういったものを持ちながら一方で、親の方は介護が必要になっているかもしれない、あるいは認知症がもしかしたら出始めているかもしれない。もちろん30、40代というところもあると思えますけれども、この人たちは親の年金で暮らしている場合が多いので、親御さんがもしもの時には生活がすぐに成り立たなくなってしまいます。こういった世帯については、現状どのくらい本庄市内にこういった世帯があるというのを調べる手立てがございませんが、昨年、全国で民生委員さんにいろいろと事例を挙げていただいたので、本庄市の民生委員さんもしかしたら把握しているかもしれません。しかし、行政は民生委員さんには基本的に一人暮らしの高齢者を訪問して調査を依頼しているので、二人暮らし以上にも行っていただきたいという要請は特にないわけです。ですから、民生委員さん自身が、ある世帯がちょっと気がかりなので、と気づいた世帯があれば、それは民生委員さんが把握するところになると思えますが、そこまで気が付かなければなかなか把握できていない。でも世帯の問題や生活的な課題は徐々に徐々に進行してきて、ある時、突然二人で亡くなっていたとかいろいろな事件が起こるとか、そういったことで世間の知るところとなる、そういった世帯が8050問題の世帯でございます。

おそらくこういった課題がまだ表れていないような世帯を把握して、お手伝いして何とか生活できるようにしていくことができれば、ここに書いてある認知症の問題ですとか、あるいはゴミ出しの問題、引きこもりの問題等も同じように解決することができるかもしれません。

さて、そのほかにもゴミ出しの問題、そしてうつ、自殺、引きこもり、地域情報が伝わらない人、虐待問題、消費者被害、多重債務等の問題がありますが、こういった人たちが本庄市内にどのくらいいらっしゃるのかという数字をまずは掴まなければいけないと思っています。また、数字だけではなくてこの方たちがどこでどんな状況で暮らしているのか、生活の課題はないのか

<p>どうか、そこをきちんと把握することが必要になってまいります。</p> <p>この人たちはですね、地域の中で実はこんなふうに言われているかもしれません。</p> <p>「あなたがいると面倒な問題が起こるから困るのよね」、「あなたたちは私たちの制度やサービスに該当しませんからどうぞお引き取りください。」</p> <p>もしかすると、相談に行っても門前払いの可能性はあります。そんな中で私は一人でいたい、人と係りたくないという気持ちが起こるかもしれない、私なんていない方がいいかと思うかもしれない。福祉の世話になるのは恥だということが昔から言われているし、こういった方々を何とか様々な手を差し伸べて助けるということが実は地域福祉の大きな課題ということになると思います。</p> <p>さて、次に、互助についてです。いつも紹介しているのですが、地域にはさまざまな団体がございます。資料の団体名の上に〇〇町、〇〇地区と言って名前を付けて存在する地域団体もございますけれども、こういった団体の力も弱ってきておりまして、全国レベル、都道府県レベル、市区町村、そして学区というレベルで見るとだんだんと影が薄くなってきているのではないかと思います。青年団は本庄市の町内会レベルではどうなのでしょう。自治会レベルではありますでしょうか。もうすでになくなっていきますね。神社等あるところはお祭りの関係でまだ存続しているかもしれませんが、ほとんどのところはなくなってしまっているかもしれない。</p> <p>市としてはあるのですよね青年団は、なかったですか、本庄市青年団連合会のようなものはありますか、もうないですか、ないですね。そんなふうに地域の団体が弱ってきているということですね。</p> <p>こういった団体がしっかり日常的な活動ができていた時代というのは、いろいろな意味で地域の賑わいがあったのではないかなと思うのですが、こういった団体がだんだんと活動が衰退し、解散するということになってきますと、だんだんと閑散としてくるという状態になると思います。そういった中でも実は地域を冠した団体以外でも様々な団体がございますので、資料の方に挙げておきました。</p> <p>現在本庄市ではボランティア団体が80グループ、個人ボランティアは113人の方が活動していらっしゃいます。そして自治会中心に活動者という方が約2000人いらっしゃいます。NPO法人が44団体、民生委員178人、自治会85地区、サロンが49か所プラスサロンの活動として7か所ございます。その他に各種団体、福祉、医療等専門職、社会福祉法人、医療法人、商店、企業等がございます。こういったところが福祉的な活動をしていると思うのですが、その人々がお互いに手を携えて協力して何か活動を展開しているのでしょうか。</p> <p>つまり、先ほど申しましたようにSOSを出せない、出たくない方々に手</p>
--

を差し伸べるということは、一つの団体だけでは難しいし、専門職や行政だけでも難しいわけですし、ここは一緒に手を組んで活動をするということが大事かというふうに思います。

では、どんなふうに手を組むのか。本庄市内の方々がどういった目標で、どんな方法で、どのように組むのかということについてをちょっと話し合っておく必要があるのではないか。話し合った結果、3年なり、5年なりでこういうふうにしてほしいということをみんなで合意する。これが地域福祉計画、地域福祉活動計画ということになります。

第1期地域福祉計画策定時のアンケートによれば、本庄市の地域の方は、地域活動、ボランティア活動等については「機会があれば取り組んでもいい」という方が半数以上いらっしゃいます。「取り組んでいきたい」「取り組んでみたい」という方を含めると、7割位の方がこのように思っているわけですね。ただ残念なことに、3割近くの方は「あまりしたくない」と言っている。この人たちが、お互いに手を組みやすくすることと、私たちにちょっと協力したいなあと思っただけのような、そんな仕掛けが必要なのかなというふうに思います。

いま申し上げましたのは、「自助」「互助」「共助」の、その「共助」の部分で、こんなふうに進めたらどうかということの説明でございました。

さて、地域福祉計画なるものについて、少し補足をさせていただきたいと思っております。地域の福祉計画なのか、地域福祉の計画なのか、ということなんですけれども、まあ両方とも含めているということでございます。つまり「地域の福祉計画」と言いますと、本庄市の福祉の計画。ですから福祉と言いますと、高齢者、障害者、児童も含めですね、ひとり暮らしの方とか、さきほど申しましたような8050問題など複合的な課題のある方とか、そういった方々に対して福祉はどうアプローチしていくのかという計画になるわけですね。「地域福祉の計画」と言うと、地域福祉という仕掛け、さきほど申しましたような、お互いが手を組みながらどんなふうにアプローチしていけばいいのか、という計画になるかと思っております。おおざっぱに言うと、そういうふうに理解していただければ良いかなと思っております。

地域福祉について、本庄市民の方は「知らなかった」という方が3割位いらっしゃるといっていただけます。特に若者が「知らない」ということですね。

少し紐解いてみたいと思っておりますが、地域福祉・社会福祉計画の歴史ということで、計画というのがいつ頃から語られてきているのかということなんですけれども、行政計画と言いますと、みなさんどんな計画をイメージされますか。私が学生の頃に計画でインパクトがあったのは「所得倍增計画」でしたね。年配の方はご存知だと思いますけれども、高度経済成長を日本がなんとか成し遂げていきたいということで、立案した計画でございます。倍增させるために、重化学工業を進展させよう、そこに人口を集中させて人口流動化政策で地方の

<p>若者に、どんどん都市部に来てもらおう、そういった政策で、日本は所得倍増、高度経済成長を成し遂げたという、これが一番大きな計画でしょうかね。あるいは「日本列島改造論」とか、そういうものもごさいます。</p> <p>福祉の計画はもうちょっと地味でございまして、市町村が計画を作らなければいけないというふうになったのが、昭和44年の「市町村基本構想」です。現在では、市町村は基本計画を作らなくてもよいという地方自治法から削除されたということでございすけれども、行政というのは計画を作って進めてくださいというふうに、ずっと今まで来ていたわけでごさいます。</p> <p>そういった中で、福祉も計画を作っていこうということで、一番大きな計画としては、平成元年に行われた高齢者保健福祉推進10か年戦略、ゴールドプランという計画が作られました。こちらについては聞いたことはありますでしょうか。ちょうど消費税が導入される年で、その消費税の中で高齢者福祉を充実させていこう、ということで、ホームヘルパーを10万人に増やそうとか、特別養護老人ホームをもっと増やそうとか、寝たきりにならない運動をしようとか、こういったことが定められて、当時の大蔵省、自治省、厚生省、3省合意の計画でございまして。つまり財政も付くし、地方自治体もやるし、そして、厚生省ももちろんやるという3省合意の計画が、このゴールドプランというものでございまして。ここから福祉を計画的に進めようということで、翌年福祉関係の法律を改正しまして、老人福祉計画については市町村で義務として必ず作りましょうということになりました。</p> <p>その後、子どもの問題、障害者の問題、介護保険の計画ということで来たわけでごさいます。介護保険事業につきましては、平成12年にスタートしまして、現在第6期までできています。来年から第7期という計画の時代に、介護保険は入ってきております。</p> <p>そして、地域福祉計画という行政計画につきましては、社会福祉法によって2003年から作られているということでごさいます。しかしながら、地域で福祉の計画をつくっていこうということは、冒頭に戻りますけれども、昭和28年から「コミュニティ・オーガニゼーションでいう地域福祉計画」というものがございまして。この昭和20年代、30年代というのは、社会福祉もまだまだ充実していませんでした。戦争が終わってすぐに児童福祉法ができて、身寄りのない子どもたちを収容する養護施設をつくったり、戦争で負傷された方々、身体障害の方々をケアする施設やサービスをつくったり、というところが最初でごさいます。戦争で、日本はアメリカ軍、アメリカの力を借りて民主主義国家ということで歩み出すわけですけれども、アメリカは、実はコミュニティ・オーガニゼーション、地域福祉というのをその頃からずっとやっていたわけでごさいます。アメリカは移民の国なので、地域がまとまるためにはそれを組織化したり、調整したりする人材が必要になってくるということで、ずっと苦心をしていたわけですね。そして、終戦によってGHQが来たので、アメ</p>
--

<p>リカの理論が日本にも入ってきて、日本の福祉を組み立てるのに、やはりアメリカの理論を入れたらどうかということで、このコミュニティ・オーガニゼーションという理論が導入されました。その中に地域福祉、地域の福祉計画をつくっていきましょうということが、すでに出てきております。</p> <p>昭和59年には、この「地域福祉の理論と方法」という本が出てきております。全国社会福祉協議会が昭和59年に出した本でございます。じゃあ、この本と今の地域福祉計画は違うのか、同じなのかというと、少し似ている部分がありますが違う部分もあります。この本では、地域福祉計画は行政がつくってもいいし、民間がつくってもいいんですよということで、ただしその地域の中の様々な社会資源を活用しながら、住民がいきいきと生活できる、そんな計画をつくりましょうということが言われています。ですからこの本が出た前後あたりから、市町村社会福祉協議会が地域福祉計画というのを作成したり、あるいは行政と一緒につくったりということをしております。</p> <p>そんなふうに民間レベルでの地域福祉計画というのは存在していたわけですが、平成元年に、さきほど申しましたゴールドプランができた年なのですけれども、東京都が地域福祉計画というのは3つの計画があるのではないかと、という考えを示しました。それは、1つは都レベルの、都として地域福祉をどう進めていくかという地域福祉の推進計画。2つめは、市区町村が地域福祉をどう進めるかという、市区町村の地域福祉計画。そして3つめは、住民主体で地域をつくりあげようとする場合に策定する地域福祉活動計画。東京都内はこの3つの計画を策定して、みんなで地域福祉を進めましょうというアイデアを平成元年に出しました。</p> <p>この東京都の策定によって、東京都内の市町村が地域福祉計画をつくるということになって、同時期に社会福祉法を改正するにあたって、行政レベルの市町村地域福祉計画を法律で定めたらどうかということで、市町村地域福祉計画、そして都道府県地域福祉支援計画というものが法律で位置づけられたというところでございます。</p> <p>つまり、地域福祉活動計画は昔からあるのですけれども、近年になって行政の計画の1つの柱として、地域福祉計画というものが出されてきたというところでございます。</p> <p>さて、こういった地域福祉の流れですけれども、社会福祉法の改正で初めて法律で地域福祉計画をつくりましょうということになったわけですが、実は市町村としては義務ではございません。任意の計画ですので、つくっても、つくらなくてもいいと、こういう計画でございました。でも本庄市はつくろうということで、平成25年から取り組んでいるわけでございます。</p> <p>現在、国では、この計画をもう少しきちんと行政計画として位置づけたらどうかということで、この平成30年から地域福祉計画が、努力義務ということになります。任意から義務の間の努力義務ということなので、どこまで義務な</p>

<p>のか分からないわけですが、努力義務という書き方になります。</p> <p>資料は地域福祉の論点として、地域福祉計画ということで出したものでございます。資料には、平成20年に出された厚生労働省が地域福祉をどう進めていこうかというときに設置された研究会での議論をまとめたものを掲載しております。ここでは、各地で地域福祉計画というものを策定しているわけですが、まだまだ十分ではない、ということが書かれていますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>行政計画の役割と仕組みですが、基本的に市民とか地域の行政課題については、各市町村の部局が問題を把握して行政計画をつくって、それを解決、改善、現状維持、悪化防止といったふうに行政サービスを組み立てていくということになります。そして評価をするということが、行政計画の流れになりますけれども、その時に民間の計画とも連動する、協働するという部分も出てまいります。それが地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係ということになると思います。</p> <p>ですから、様々なニーズを吸い上げるという部分では、もちろんお互いに必要なわけございまして、それを丹念に調べて確認していったという作業については共通でやったほうがいいのではないかと、今回もこの計画審議会と活動計画策定委員会を合同ですということになります。そして最終的には、地域福祉計画としての行政計画、そして、活動計画としての民間計画ということで、これらを一体的につくるという事になりますけれども、これから策定するときに、留意点としていくつか参考資料として、お話ししたいと思います。</p> <p>計画は、行政と市民が協働で策定する。市民の気づきとそれを解決したいと念ずる意思、さらに実際に行おうとする仕組みや基盤づくりが大切です。地域福祉計画は、行政の分野別計画において、地域福祉の視点から不十分な施策を補う側面もありますけれども、つなぎ合わせて今日の地域生活課題を解決する方策を、市として積極的に政策化するもの。活動計画は市民の活動目標を見据えて、各組織・団体・事業所が既存の活動について将来を見据えて見直し、協働できる一致点を集約するということになります。社協はですね、中間支援組織として専門的なコミュニティソーシャルワークの機能を発揮していければということでございます。計画の策定主体は行政であり、活動の計画の策定主体は市民。しかし、一体的に策定する意味は、計画を協働して実行するということにあると思います。市民というのは、もちろん市民一人ひとりなんですけれども、住民組織・団体・ボランティア・法人組織・事業所も含む概念と捉えていきたいと思います。</p> <p>今日は、委員のみなさん自身はですね、自身の問題を基本としながらも、地域として個人の問題や地域の課題を解決する実践者の姿勢で、議論に臨んでいただきたいと思っております。そして専門職は、自身の所属する組織・事業所</p>
--

の考えや事業にとらわれず、広く業界の課題を考えて、客観的な立場で意見を提案していただきたいと思ひますし、特に、利用者との関わりのある場合がありますので、マイノリティである市民の声を代弁していただきたいというふうに思ひます。この審議会でも、こちらに参加できない方もたくさんいらっしゃるわけですので、アンケートでもなかなか答えていただけない方もいらっしゃると思います、そういった小さな声を代弁していただくのも、今日お集まりのみなさんの役割かなというふうに思ひております。そして、福祉活動は小地域から市域全体まで、それぞれのエリアで調和の取れたものとして連携する活動というのが大事になります。地域福祉の実現にあたって、市内のあらゆる資源の知恵と力を結集する必要があつて、策定に関わっていただいた市民は、そのファシリテーターに、地域ではなつていただきたいということでございます。行政は地域福祉の実践基盤の創出に尽力し、社協は市民が主体となつて活動できるように、力動的に支援をするということになると思ひます。

さて、計画づくりでは、ゴールをどこに置くかということなんですけれども、一般的には3つのゴールというのが言われております。まず、タスクゴールですね、どういった数値目標の確保を考えていくのか、ここが大事になります。それからプロセスゴールということで、策定する過程で課題・問題の共有化とか、情報交換、共通認識の形成などを進めていくということが大事だと思ひます。そして、リレーションシップゴールとして、関係力学の変容と、ちょっと難しく書いてありますけれども、つまり、計画策定に携わっていただいた方々の認識を変えていくということですね。関係性を変えていく、つまりどう変えていくかということ、お互いに手を組んでやっぺいこうねというふうに変わつていくということが目標だと思ひております。

社協にとっては、この活動計画が、場合によっては実施する事業計画に反映させられるものになるということで、ちょっとこの絵を描いてみました。活動計画については、様々な人たち、すべての人が同じ方向、地域推進に向けて活動できるようにする、地域の仕掛けということになろうかと思ひます。

これは私が燕市に関わつた時に、計画に書いていたイメージ図なんですけれども、計画の前の地域のイメージと、計画がスタートして目標となつた時のイメージというのを描きまして、本庄市の現状と、それから本庄市がこれからつくる計画がどういふ本庄市に生まれ変わっていくのかという、具体的なイメージを描きながら策定に臨んでいくということが大事かなということでございます。

ここからは、少し行政資料になりますので、どういふことが書いてあるのかということだけ、ご説明させていただきたいと思ひます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案です。今年の5月の末に法律が成立いたしました。そして、介護保険法は、来年4月1日から第7期の計画が始まる、その骨子が法律で示されたというところでございます。特

に、認知症に関する施策について、それから、医療については介護医療院の創設とか、地域包括支援センターの評価の義務化、等が示されています。

社会福祉法については、地域福祉の推進、それから市町村地域福祉計画の努力義務化、事項追加、調査・評価というところも書かれています。これは条文なんですけれども、第4条に今までのその地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者、これは住民と事業者とボランティアということですが、これを地域住民等という枠に入れました。この枠のつけ方が良いかどうかは、議論が必要だと思いますけれども。そして第2項が今までは地域住民等が、サービスを必要とする地域住民に、日常生活が営みあらゆる分野で参加する機会を確保できるように努力するという形だったんですけれども、そこに、こういう人たちについて考えてくださいということが問われていました。福祉・介護・介護予防、要介護状態もしくは要支援状態となることからの予防または介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の更生、要するに介護予防の問題、それから保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、福祉サービスを必要とする住民の地域社会からの孤立、こういった課題が新たに加えられました。

そして、そのうえで大事なのが、その各般の課題を「地域住民等が生活課題を把握し」、とあります。地域住民等がこういった課題を把握しましょうと。そして、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携して、解決を図れるように留意しましょうということです。今まで、様々なSOSを発することのできない方々だとか、支援を要する方々については、福祉サービスが提供できるように頑張りましょうという目標があったんですけれども、今度は住民等が、そういった方々の生活課題を把握しましょうと書いてあります。法律で。本当にできるのか、ということです。地域福祉計画を進める中でそこが、大前提となっており、そのことを市町村、本庄市はバックアップする、ということになります。

いま、政府で進めている「我が事丸ごとの地域共生社会づくり」という、合い言葉になっておりますけれども、これはいま、厚生労働省で進めている柱となっています。4つの改革ということで、細かい地域福祉の計画となっているわけなんですけれども「共生社会」というキーワードですね。ここは、まず皆さんにご確認いただければと思います。

我が事のように、他人ごとではなく我が事のように、高齢障害等々と分けるのではなくて、地域丸ごとで様々な活動が展開するよにということでございます。

資料にはそのイメージ図がいくつか載っております。そのための仕掛けとして、静岡県掛川市の「ふくしあ」ですとか、富山型デイサービスですとか、名張市ですとか、それから北海道の石狩郡当別町などが紹介されております。仕組みとして大阪府豊中市、それから三重県の伊賀市ですね、石川県氷見市の地

	<p>域福祉の仕組みも、これはホームページに載っていますので、後でご覧いただければと思います。</p> <p>そういったところを考えた時に、最後に新潟県燕市の私がい実際に関わっている例になりますが、コミュニティソーシャルワーカーの配置と支援を、大阪府豊中市を目標に行っていきたいと考えております。コミュニティソーシャルワーカーは、社協に置かれる職員として、おおむね中学校区に一人おります。また、地域住民が主体の校区福祉委員会という組織がありまして、福祉協力員もいらっしゃいます。そこに小学校区に「福祉なんでも相談」という、住民が相談にのる組織を置いています。住民で解決できるものは解決をして、そこで解決できない問題は、専門職が関わっていく。さらに、この専門職でも解決できない問題は、市レベルで対応する、という仕組みができていくということでございます。私もずっと燕市に関わってございまして、燕市もいわゆる似たような形でいま進めてきて、相談所を13地区中4か所設置が進んだというところでございまして。そして、こういう絵を、じゃあ本庄市でどういう風にデザインするか。これはまさに、私たちが合意して、計画として策定することになるかと思っております。</p> <p>少し長くなりましたけれども、以上、これから審議する内容を含めた、共通認識で持っていただければということで講義させていただきました。ありがとうございました。</p>
事務局 (岡田課長)	<p>続きまして次第4の自己紹介に移りたいと存じます。</p> <p>お手元に委員名簿がございますので、大変恐縮ですが、上段の方から、順次お願いいたします。なお、お時間は、一人あたり2分程度とし、ご自身の所属の団体の活動のご紹介や、先ほどの金井委員からの講義を受けて、地域福祉に期待すること等も併せてご紹介ください。</p>
金井委員	<p>それでは私から。先ほど講義をさせていただきました。つたない講義で恐縮しております。</p> <p>現在、高崎健康福祉大学に勤務しております、金井です。</p> <p>本庄市の皆様方には、私もずいぶんお世話になっている立場でございまして、大学の実習生を社会福祉協議会の方で受け入れていただいたことから始まりさまざまと関わりがあります。このたび、本庄市地域福祉活動計画、地域福祉計画の策定ということでご一緒させていただくこととなります。</p> <p>地域福祉が大きく変わっている時代の中で、地域の皆様の知恵と力をお借りしないことには、新しい福祉を作っていくことはできないと考えておりますので、皆様よりご協力いただき、また、私も微力ながら知恵を出させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>
鈴木委員	<p>埼玉県国民健康保険団体連合会の鈴木でございます。よろしくお願いたします。私は、平成28年の3月に埼玉県を退職いたしまして、在任中の3分の2は福祉の仕事をさせていただきました。埼玉県の福祉部長、それから、県社</p>

	<p>協の副会長という立場でも仕事をさせていただきました。</p> <p>地域福祉に関しても、県の計画に2回ほど携わったということもありまして、また、地元は本庄ということもありますので、地元のために私の経験が多少なりとも生かして、お役に立てればという気持ちで取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>皆さんこんにちは。私は、社会福祉法人安誠園、特別養護老人ホーム安誠園から参りました。法人としてはともかく、施設の方は、もうかれこれ40年近く皆さまの地元でお世話になっております。また、福祉に関しましては、私も埼玉県ではついこの間まで、埼玉県老人福祉施設協議会の会長ということで、もう1次、2次、3次くらいの大改革になるかと思えます。その時、鈴木委員には大変お世話になりました。</p> <p>さて、喫緊の課題として、一番は何と言っても人材確保です。若い人たちが居ない、全国的にも枯渇している、ということでもあります。職員の確保と業務改善だけでは足りない、とすれば、介護ロボットや先端技術の導入を図らなければいけないわけです。また、一方では、これから先をみても人材を確保しなければならない、ということであれば、国の実習生制度を活用して、外国人の介護人材の受け入れを考えなければいけない、というような時代になってきています。</p> <p>また、地域福祉に関しては、県社協の理事を務めておまして、本庄市のために、これから地域福祉活動計画・地域福祉計画の策定に何らかの力添えができればと考えております。どうかよろしくお願いいたします。</p>
広瀬委員	<p>改めまして、みなさんこんにちは。私、本庄市議会議員の広瀬伸一でございます。厚生文教委員会常任委員長を仰せつかっている関係で、本審議会に議会の推挙を受けて参加させていただくこととなりました。</p> <p>どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
種村委員	<p>こんにちは。私、本庄市身体障害者福祉会の会長をしています種村です。会長になりまして、19年目となります。それと同時に社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会の会長ということで埼玉県の代表をさせていただいております。</p> <p>また、本庄市と埼玉県で、身体障害者相談員として25年ほど、障害のある人たちの相談を聞いておりますので、この会の中で、いろいろな意見を発散できればいいのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
須藤委員	<p>私は、本庄市老人クラブ連合会からの参加となります、須藤成光と申します。私も老人会長ということで、老人福祉の向上については、大変なこともあります。住民から見ると、なかなか老人会活動が不活発であるように見えます。上里町でもそのようなことで大変悩んでいるという話を聞いておりますが、町等の持ち回りのところは会員数も多く、活発にやっております。</p> <p>本庄市は85自治会の内、70自治会ぐらいいしか老人クラブが無いわけです</p>

	<p>が、やはり私は、老人クラブは必要なのではないかと思うのです。たとえば見守りです。このあたりでは災害はあまりありませんが、〇〇ちゃんはどこか、といった時に、横のつながりというのがとても大事だと思っています。</p> <p>そのようなことで、皆さんの意見をいろいろとお聞きしながら、老人クラブ活動についても意見を言わせていただければな、と思います。よろしくお願いいたします。</p>
ト部委員	<p>皆さんこんにちは。私は本庄市の私立保育園の園長会からきております、ト部と申します。本庄市私立保育園園長会の普段の仕事としては、子育て支援に取り組んでおります。</p> <p>本庄市の方でも、人口の減少を受けて、いろいろな施策の中で、出生率が少しでも増えるようにと取り組んでいただいています。そのような中で、少しずつ子どもたちの数が増えているような印象があります。子どもたちの人数が増え、働くお母さんたちが増え、また、0、1、2歳児の子どもたちも増えているのですが、保育士の数が足りない状態が続いています。そのため、園長会として、保育士の処遇改善等について市の方に働きかけを行っているところです。</p> <p>今回、審議会委員として委嘱されましたので、同じ福祉関係者として、微力ながら、少しでもお役に立てればと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。</p>
菌部委員	<p>皆さんこんにちは、本庄市児玉郡医師会の理事をしております、菌部と申します。私は、医師会の方で在宅医療連携拠点の担当理事をしております、地域包括ケアシステムの構築のために、医師会としてさまざま活動を行っております。地域福祉とは多くの点でリンクしてくると思いますので、そのようなところで協力していければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
森委員	<p>皆さんこんにちは。私は、児玉町にあります、社会福祉法人一の、知的障害者の方の入所施設に勤めております、森と申します。普段は施設の中にずっとおりますので、外部の方のお話を聞く機会がほとんどありません。ですので、今回は皆様のお話を聞かせていただきたい、また、勉強させていただきたいということで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
齋藤委員	<p>皆さん、こんにちは。本庄市自治会連合会長の齋藤でございます。児玉からの参加でございますので、よろしくお願いいたします。先ほどより、高齢化の話も出ておりましたが、児玉の町も非常に人が少なくなりまして、ある町・地区では、小学1年生から6年生までが0人という地区もあります。これから、どのように町を運営していけばいいのかと、自治会長さんが頭を悩ませています。これは、私どもにはどうにもなりません。自然に増えるわけでは当然ありませんが、何とかしたいと思っております。</p> <p>また、高齢者が増えているのに併せて、自治会役員になりたがらない人もまた増えております。これからの自治会活動をどうしていけばいいのだろうか、</p>

	<p>そうした状態の若者の受け皿として、これからもやっていこうと思っています。</p> <p>のんびり・まったりが私たちの信条です。</p> <p>一人一人の時間の流れに合わせて、私たちのまず一番の役割は「待つ」ということです。どうしても肉親ですと、なかなか距離が保てないと思うのですが、私たちは他人です。しっかりと距離が保てます。黙って見ていられます。そういった安心できる場所をこれからも若者に提供していきたいと思っています。</p> <p>正直、週2回開いておりますが、誰も来ない日もあります。でも、開いていることで、その気になった時にいつでも行ってみようかと思える場所であり続けたいと思っております。</p> <p>こういった公的な場所に久しぶりに出るのでありますが、10年前まで社会福祉協議会の方でお世話になっていました。なので懐かしいお顔も見えますが、まったくの新人として、ここで勉強させていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。</p>
井上委員	<p>皆さん、こんにちは。子育て応援団「本庄びすけっと」の井上と申します。宜しくお願いします。</p> <p>私たちは子育てをしているお母さん達の遊びを提供できたらというのが大きな目標です。児童センターで「つどいの広場」があるのですが、そこでも月に1度、活動させていただいております。</p> <p>「びすけっと」というのは食べるビスケットではなく、「微々たる助っ人」という意味での「びすけっと」という名前をつけております。子育て支援のように色々なことを私たちが請け負うということではありません。親子が楽しく遊んでいただける場を提供することを目標にやっております。</p> <p>こういった審議会等の場に参加させていただくのは初めてですので、色々勉強させていただいて、私たちの団体にも話ができるようにしていきたいなと思っておりますので宜しくお願いします。</p>
高橋祐委員	<p>本庄商工会議所の高橋祐介と申します。宜しくお願い致します。</p> <p>お話を伺い、福祉は全市民に平等でなければならないことですが、福祉のサービス等を求める人と、不要とする人など、様々な方がいる中、全ての人に同じように対応するのがどこまでできるのかと感じました。</p> <p>昔は、近所に、人のために何でもやってくれる「お節介な方」がいました。しかし、今は、入り込んでお節介を焼くことが許されず、求めない人のところには行けない、行ってはいけないという感じになっているのではと思います。個人情報保護方の関係もあると思います。</p> <p>昔は当たり前のようにあった「向こう三軒両隣」のようにお互いが助け合える環境が本庄市内に、生まれることで何かが変わればと思います。そんなお手伝いのできればと思っています。何もできませんが、一所懸命参加させていただきますので宜しくお願いいたします。</p>

神岡委員	<p>こんにちは。NPO 法人後見センターこだまの神岡と申します。宜しくお願い致します。</p> <p>私たちは後見人の受任、相談、それに係ることを主な活動としておりまして、今、約 10 人の後見人を受任しております。そこでは身体のことから財産等の全てを把握して、その方の人生が最高であるように願って活動しておりますが、これで良かったのかなと思うこともあります。ただ、その中で「あなたたちに会えて良かったよ。本当にありがとう。あなたたちに会えなかったらどうなっていたらろう。」ちょうど 7 月 21 日にそういった言葉をいただきました。</p> <p>高齢者にとって身内が居ない、誰を信じていいのかわからないというような現実があります。</p> <p>埼玉県は災害が無いので、危機感が全く無いです。災害があるところに行くとなんな組織が非常にまとまってしっかり活動ができています。ところが地元に戻るとそれが全くまとまっていないわけです。そのように申しますのは災害が無いし、東京に近く、働けば食べていけるというような状態なのです。ですが、この高齢化社会は災害と同じように考えたら、きちっとやっていたらなければならないと思います。</p> <p>ここで改めて大地震でも来るような感じでしっかり考えて、私たちも計画を作っていたらと思います。</p> <p>私は色々な活動を行っておりまして、そこに携わる人間性とか資質が非常に重要だと思います。知識はそのあとで一緒に考えて、一緒に行動して勉強していくのが良いと思います。後見をしてきて、その範囲はとても広く、とても深いです。そういう気持ちでこの計画にも携われたらと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。</p>
野本委員	<p>皆さん、こんにちは。野本壽永と申します。</p> <p>先程、地域福祉計画の範囲が広がったというお話がありましたように、私も地域福祉計画を見まして確かにと改めて痛切に感じました。日本全体の問題ですけれども、高齢化問題等、私の生まれ育った本庄も他人事では無いと思います。</p> <p>私も今までの仕事の経験を生かしながら、この地域福祉計画を少しでもよくしたいと強く思い応募致しました。勉強していきたいと思っております。宜しくお願い致します。</p>
栗原委員	<p>皆様、こんにちは。私は第 1 回目に引き続きまして一般公募で応募致しました、栗原と申します。</p> <p>委員の方々を見ますと、1 回目から 2 回目に関係されている方がちょっと少ないので、2 回目が始まる前に感想を述べさせていただきたいと思っております。まず前回に比べるとだいぶ女性を採用していただけたなと喜んでおります。そして今回の会議招集の事前に資料を配付していただきまして、少し考える時間があつたかなと思っております。前回に比べますと更に多くの方が苦勞されたので</p>

	<p>はないかという痕跡が自分なりに見えたと思います。</p> <p>市長の言葉にもありましたが、地元の諸団体、ボランティア、市民、これらに支えられないと、この福祉計画・活動計画は実践できません。福祉計画・活動計画はここに委嘱された委員の方が自ら積極的に意見を申し、その意見を市、あるいは社会福祉協議会に通してもらおう。そうでないと実践できないと思います。自分たちがやりやすい、福祉計画を作って、それに自分たちも参加する熱い気持ちが必要だと思い、この会議に臨んでおりますので、宜しくお願いします。</p> <p>金井先生にご指導いただき、この福祉計画・活動計画が少なくとも近隣市町村に比べて「本庄市はよくできているね」という評価が得られるような計画書を策定したいと思います。本庄市は生活環境が良いと本庄市外から移り住んで来てくれるような、いわゆる一つの街づくりも観点に入れて福祉計画・活動計画を充実したものにしたいと思っており、皆様と一緒に勉強させていただきたいと思っています。宜しくお願いします。</p>
宮里委員	<p>こんにちは。宮里充子と申します。</p> <p>前は介護サポーターズクラブ本庄として参加させていただきました。今回は個人で参加させていただいております。私自身、オレンジカフェやサロンに参加したり、自分でサロンを立ち上げたりもしていますが、サロンのような場に参加できる方は心配の必要はあまりないと思いますが、参加できない、外に出ないという方々に対してどのような対策を考えているのでしょうか。高崎市では、認知症や身体機能低下の初期段階で対応し、健康寿命を延ばすことを目的に、2015年から3年かけて高齢者世帯を全戸訪問調査していると聞きました。他地域でも同じような取り組みをして介護予防につなげているところがありますが、本庄市ではどんな形でされるのか、勉強したいと思い応募しました。宜しくお願いします。</p>
高橋勉委員	<p>一般公募で委員になりました、高橋勉と申します。宜しくお願いします。</p> <p>私は35年間設計に携わり、設計事務所を運営しております。業務の中では公共建築にも携わる機会がありましたが、その仕組みの中で、ゴールドプランという厚生労働省が高齢化社会に向け、どういう施設が今後、必要になるか等策定されたものがあります。その時からケアハウスやサービス付高齢者住宅等、国の施策の施設での仕事を多々やらせていただいて参りました。</p> <p>実は、60歳の時に東京福祉大学が近くにございますので4年間勉強に参りまして、そこで福祉とはどういうことなのかということを一から学びました。福祉は先程のお話でもありましたが、奥は深いし、よくわからないと思いながらも、福祉はこれから何が必要かなというのを学んでおりました。</p> <p>私は、あと少しで70歳になるのですが、今度は東京福祉大学で経営福祉を学びに行っております。この中で何が私にとって重要かと申しますと、これから先福祉に対する助成等お金はどんどん削られますが、自分が出さなければい</p>

	<p>けないがお金が更に増していったときに、施設という器はこれからもっとコストを下げていかなければいけないのではないか。この課題はハード面だけでは無く、少子化や空き家問題などもっと大きな面から見て、本当に必要な施設を考えていかなければいけないと思います。もう少し勉強したいと思っております。宜しくお願い致します。</p>
事務局 (山田部長)	<p>皆さん、こんにちは。事務局の方の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>私は福祉部長の山田と申します。この4月に就任したのですが、4年ぶりに福祉現場の方に戻って参りました。以前は生活保護のケースワーカーを、また、社会福祉協議会にも2年出向しておりました。平成18年には介護保険の予防重視の関係で、高齢者包括支援センターというものができました。そこで介護予防事業とか成年後見の市長申立て等を行って参りました。</p> <p>委員の皆様にはこれからお世話になりますが、どうぞ宜しくお願いします。</p>
事務局 (岡田課長)	<p>今日の司会をしております、地域福祉課課長の岡田です。ちょうど4年前、地域福祉計画の第1期目の策定に関わりまして、今回2期目ということで、頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (下垣課長補佐)	<p>同じく地域福祉課の下垣です。宜しくお願いします。</p>
事務局 (井田主事)	<p>皆様、改めましてこんにちは。本庄市地域福祉課の井田と申します。</p> <p>実は私、前期計画にも携わっております。今期2期目として、この計画に携われることを大変嬉しく思っております。宜しくお願い致します。</p>
事務局 (新井局長)	<p>社会福祉協議会事務局長の新井と申します。本日は社協から3人事務局でお世話になっております。社会福祉協議会では地域福祉活動計画の策定につきまして皆様にお世話になります。両計画素晴らしいものができますように宜しくお願い申し上げます。ありがとうございます。</p>
事務局 (茂木次長)	<p>皆さん、こんにちは。事務局次長の茂木と申します。</p> <p>皆さんに協力いただきながら、より良い計画を作っていきたいと思っております。宜しくお願い致します。</p>
事務局 (関根係長)	<p>皆様、こんにちは。本庄市社会福祉協議会地域福祉係の関根と申します。</p> <p>私も井田さんと同じく、前期計画にも携わらせていただきました。また今回も良い計画ができますように頑張ってお参りますので、宜しくお願いします。</p>
事務局 (岡田課長)	<p>それでは次第の6に移りたいと思っております。会長の選出でございます。尚、本庄市地域福祉計画審議会条例によりますと、会長となっておりますが、本庄市地域福祉課活動計画策定委員会におかれまして委員長となっております。誠に恐縮ではございますが、会長で統一させていただきたいと存じます。</p> <p>地域福祉計画審議会及び地域活動計画策定委員会の会長・副会長の選任につきましては、本庄市地域福祉計画審議会条例第5条1項の規程により、委員の互選によりたいと思っております。また同じく、本庄市地域福祉活動計画策定委員</p>

	<p>会設置要綱、第 5 条の規程によりまして、審議会の委員長・副委員長の兼任となりますことをお伝えしておきます。</p> <p>それでは早速ですが、皆様より会長及び副会長につきまして、推薦または自薦いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
栗原委員	<p>特に無いようなので事務局案があれば提示いただけますか？</p>
事務局 (岡田課長)	<p>今、事務局案の提示とお話がありましたかよろしいでしょうか？(一同拍手)</p> <p>それでは大変恐縮ですが、会長には市議会議員の広瀬伸一議員、副会長には社会福祉法人安誠園の岡芹正美委員を推薦致します。よろしいでしょうか？(一同拍手) ありがとうございました。</p> <p>早速ですが、会長・副会長におかれましては会長・副会長席へご着席ください。</p> <p>それでは会長・副会長のご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
広瀬議長	<p>ただいま皆様方の互選によりまして、会長という大役をお受けすることになりました、市議会議員の広瀬でございます。</p> <p>先程、金井先生の方からも詳細について本当に丁寧な説明いただきまして、「ああ、こういうことなのだろうな」ということを改めて感じたところでございます。</p> <p>お手元に配布してあります通り、平成 29 年度のスケジュールにつきまして今回の第 1 回審議会から、来年 3 月の第 5 回審議会、この間、策定方針に対するパブリックコメント等、様々なことを実施しながら審議会を開催することとなります。また、お手元の資料の通り、この第 2 期本庄市地域福祉計画では「行政の施策分野」と「民間の地域福祉活動分野」を整理しまして協働の在り方を分かりやすく明記した地域福祉の総合計画として一体化を目指したいということでございます。これまでに無いような方法におきまして、策定委員会を開催していくわけですが、幅も広く内容も多岐にわたっております。高橋委員さんからお話しにありましたが、向こう三件両隣そのような他に無い計画を作っていきたいと考えております。</p> <p>各団体の代表する方々、そして本庄市民の中でも一際福祉に関心の強い方々の集まりです。貴重なご意見を伺う中でより良いものを作っていきたいと思っておりますので、どうかご協力お願い申し上げます。</p> <p>また、議事を進行するにあたりまして、不慣れでございますので、スムーズな進行ができますよう、皆様方のご協力お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しく致します。</p>
岡芹副会長	<p>改めまして、岡芹でございます。</p> <p>今、会長からお話しがあった向こう三件両隣も併せ、現在地域包括ケアの時代に入っており、医療・福祉等の連携で地域住民を支えていく、地域共生社会、言わば「我が事丸ごと」の社会、地域のすべての住民が対象となる、そんな時</p>

	<p>代となってきております。その中で、地域福祉計画と、それに基づく活動計画の策定は大変なことであるとおつくづく責任を感じているところです。</p> <p>私の役目は会長を支えることでありますので、会長共々どうぞ宜しく致します。</p>
事務局 (岡田課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第 7 の議事に移ります。議事につきましては地域福祉計画審議会条例第 6 条 1 項及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第 6 条 1 項の規程に依りまして、会長に会議の議事進行をお願いします。宜しくお願いします。</p>
広瀬議長	<p>それではご指名でございますので、私の方で議長を務めさせていただきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>ただいまから議事を進行致します。始めに、次第 7-1、審議会の機能について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (井田主事)	<p>皆様、改めまして、こんにちわ。本庄市地域福祉課の井田です。</p> <p>私の方で審議会の機能についてということで、まず、行政側の考え方についてご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>事前に送付させていただいた資料について、ページ番号が振られていないものがございましたので、本日、改めて座席の前に配布させていただいております。平成 29 年度第 1 回本庄市地域福祉計画審議会当日説明用資料（以下「当日説明資料」という。）をご覧ください。お願いします。</p> <p>また、事前配布資料の内、社会福祉協議会関係資料について、ナンバーが降られていないものがございました。今後改善いたします。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>当日説明資料をご覧ください。1 ページめくっていただいて、2 ページ目をご覧ください。まず、「審議会の機能について」ということですが、初めに事務局から、次期計画の青写真についてどういったことを考えているか説明いたします。</p> <p>先ほど、金井委員の方からご講義いただきました中にもございました、「地域福祉計画」と一口に言った時に、「地域の福祉計画」なのか、「地域福祉の計画」なのか、というところがございます。「地域の福祉計画」ということであれば、行政の地域福祉計画以外の個別福祉事業計画の横断的連携や、生活困窮者支援等制度の狭間に陥ってしまった方々に対するサービス・事業を行政として施策化するもの、と認識しております。</p> <p>しかし、次期計画に関しては、今までは行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は別箇に策定をしておりましたが、一体的に策定をしたいと考えております。そこでは、「地域福祉の計画」という考え方が非常に重要ではないか、と考えております。</p> <p>資料 2 ページの下部の図にございます、「地域における生活・福祉課題、社</p>

	<p>会資源、地域福祉推進の理念・方向性」を共有した上で、現行としては、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を策定しておりました。次期計画においては、「行政の施策分野」と「民間の地域福祉活動分野」を同じ土俵で整理し、協働の在り方を分かりやすく明記した地域福祉の総合計画として一体化を目指したいと考えております。先ほど、会長の御挨拶の中にもありました通り、そういったものを目指していきたいと考えております。</p> <p>「地域福祉の計画」といった時に、先ほど金井委員のご講義の中にもございましたが、平成30年の4月から社会福祉法が改正される中で、地域住民等という括りが良いか悪いかということは置いておいても、地域住民を含めた、民間事業者やボランティアの方々等が、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題を把握し、その解決を図るように連携しなければならないと書かれております。また、改正社会福祉法第6条の2の方には、地方公共団体の努力義務として、そういった地域住民等が課題を把握して、解決を図ることを促進する施策その他必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない、とされており、これがまさに「地域福祉の計画」を行政は策定しなければならない、という部分であると考えております。</p> <p>そのため、先ほど申し上げたように、地域の福祉計画を目指すのであれば、地域福祉計画以外の障害者福祉計画や高齢者保健福祉計画等と同様に、審議会等を経たとしても、行政が、行政だけで策定すれば足りるものであるわけです。しかし、「地域住民等」という方々の活動を促進するための施策を考えたときに、地域福祉活動計画と一体化を図ることは非常に重要であると考えます。</p> <p>そういったわけで、次期計画については、一体化を目指していきたいと考えております。</p> <p>また、策定プロセスを一体化することで、効率的な計画策定も目指していきたいと考えております。次のページをご覧ください。</p> <p>現行計画についても、今回のように、地域福祉計画策定委員会と地域福祉活動計画策定委員会は同時開催で行ってございました。一つの会議で二つの計画を審議していったことで、量的にも課題があったのではないかと事務局として感じております。</p> <p>限られた時間の中で、十分に議論してきたとは思っておりますが、言い足りなかったことや議論しきれなかったこともあった可能性があります。そういったことを防ぐためにも、一計画を一つの会議で審議していく、という形をとればと考えております。</p> <p>そのように考えますと、本庄市地域福祉計画審議会の機能とすれば、事務局より発議された事項に関し、調査審議を行うための市の附属機関であると同時に、本庄市社会福祉協議会による、地域福祉活動計画策定委員会としての機能も併せ持つ複合的組織体として、今後、協議等を進めてまいりたいと考えております。</p>
--	---

	<p>簡単ではございますが、行政としての考えについては、以上とさせていただきます。と思いたいと思います。</p> <p>同様に、本庄市社会福祉協議会より、ご説明いただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (関根係長)</p>	<p>社会福祉協議会事務局の関根でございます。</p> <p>社会福祉協議会としての資料を本日配布させていただきました。4ページ程でございます。タイトルが「本庄市地域福祉活動計画 平成29年度第1回策定委員会資料」とさせていただきます、そちらをお使いいただきたいと思います。</p> <p>まず、始めのページに「地域福祉活動計画策定委員会の機能」とございます。上段にございますように、地域福祉活動計画の策定にあたり、市民の意見を広く求め、計画に反映させるため、社協会長の諮問に応じて、計画策定並びに策定に必要な事項に関して調査・審議する機関でございます。参考としまして委員会の設置要綱第1条、第2条に規程をされている部分でございます。</p> <p>また下段に参りますと、本庄市地域福祉活動計画策定委員会委員は本庄市地域福祉計画審議会委員の皆様兼ねていただき、地域福祉活動計画の内容についても審議いただくということでもあります。こちらにつきましても参考に掲載がございますが、同要綱の第3条2項に規程をされています。本庄市地域福祉計画審議会を設置した場合は審議会委員に地域福祉活動計画策定委員会委員を委嘱することができるものとするといった形になっております。こうした要綱に則りまして、審議会委員の皆様は委員会委員でもあるということで審議を進めていただければと考えております。</p> <p>次のページに地域福祉活動計画についてでございます。先程、金井先生のお話しにもございましたが、こちらからご紹介させていただきます。全国社会福祉協議会地域福祉活動計画策定指針でございますが、地域福祉活動計画は社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であります。また地域福祉活動計画は自治体の地域福祉計画で定めた目標を実現するために、地域住民が主体となって取り組んでいく、地域福祉活動の具体的な内容を「公民協働」で策定する計画でもあります。</p> <p>今回社協が「計画の一体化」を目指す理由についてですが、いくつかご紹介させていただきます。まず全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会におきまして、平成24年10月29日に出されました「社協・生活支援活動強化方針」というものがございます。こちらの行政とのパートナーシップという項目の中で行動宣言としまして地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。ということで方針が打ち出されています。</p> <p>また、最終ページにございますが、社会福祉協議会と致しまして、社会的孤</p>

	<p>立の防止や生活課題の解決には地域福祉の推進が不可欠でございます。社協が推進役となり地域福祉をすすめていくためには、行政とのさらに強固なパートナーシップが必要と考えています。</p> <p>社会福祉法の改正による市町村地域福祉計画策定の努力義務化は地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等の一環でございます。そうしたところもございまして、地域福祉計画は地域福祉を推進する上での共通理念と具体的な施策に関する基本計画であり、さらなる連携強化をすすめ、また「計画の一体化」により、地域福祉推進力のさらなる強化につながると考えられております。</p> <p>社会福祉協議会としまして今回「計画の一体化」に向けて取り組んで参りたいということにつきましてのご説明をさせていただきました。</p>
<p>事務局 (井田主事)</p>	<p>それでは当日配布資料の方にお戻りいただいて、4ページ目について説明いたします。</p> <p>審議会の基本的な事項として、3点お諮りしたいことがございます。</p> <p>まず、議事録の記録方法でございます。審議会の資料や議事録等については原則公開の審議会でございますが、議事録の公開方法について、発言者氏名の公開についてどうするか、ということをご審議いただければと思います。</p> <p>参考までに申し上げますと、現行計画策定時には、委員にそれぞれ記号番号を付与いたしまして、例えば、第1回目の会議で「1番」という番号を付与された委員は、それ以降の会議では、「1番」の発言者として記録されています。今回は審議会の議事録なので、発言者については原則公開していく、というのも1つの手段ではありますが、番号の付与、という方法もございます。もう1点、先ほどから、会議室後方等で審議会の様子をカメラ等で撮影させていただいておりますが、そちらについて公開させていただいてもよいか、お諮りしたいと思います。</p> <p>次に、傍聴について確認をさせていただきたいのですが、条例上、会議は公開とする、とされており、ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができると、なっております。基本的には、地域福祉計画の議論の中で、個人情報に配慮しなければならない議論は起こらないのではないかとは思っておりますが、こちらについてはご留意いただければと思います。</p> <p>最後に3番目として、審議会での議事等への質疑又は意見提出等の方法についてということで、審議会前に事務局から送付させていただく資料等についての質疑や意見等について、どういった形で提出いただくか、ということの共通認識を得たいと思っております。現行計画策定時には、審議会前に書類の形式で事務局に提出いただいており、提出いただいた書類は各委員に当日配布資料ということで提供してまいりました。そういった部分についても前回と同様に行うか、ご審議いただければと思います。</p>

	事務局の説明は以上とさせていただきます。
広瀬議長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局の方から3点程諮問がございまして、1つ目が議事録の記録と公開方法について、2つ目が審議会の傍聴について、3つ目は審議会前の委員さんからの質疑・意見等を文書によって事務局に提出するかについてでございます。</p> <p>まず、1つ目の議事録の記録と公開につきましては原則公開となっておりますが、皆様いかがでしょうか。(一同異議なし)</p> <p>氏名・写真も公開ということでもよろしいでしょうか。誰か支障ある方いらっしゃいますか。居なければ公開ということにさせていただきます。</p>
高橋祐委員	第一期は、委員に記録番号を付与したのは何か意味があったのでしょうか？あえてそうした意味があれば、同じようにしてもいいと思いますけど。
広瀬議長	この件につきまして事務局の方から説明をお願いします。
事務局 (井田主事)	はい。第一期につきましては、当時の策定委員さんからも氏名を公開でという要望はございました。ただ、氏名も全て公開してしまった場合、発言が消極的になってしまうのではないかと懸念された委員さんがいらっしやいまして、記号番号でということだと落ち着いた経緯がございます。
広瀬議長	高橋さん、よろしいですか。
高橋祐委員	活発な議論にするためにも、気軽に意見が言い合えるようにしていただければと思います。
齋藤委員	今私も同じ事を考えておりましたが、私は、氏名は無くてもいいと思っています。発言の形だけとればいいと思います。そうじゃないとやはり消極的になってしまう。一般公開ですから誰が言ってこうなった等、当然出てきますから、あえて名前を出すことはないと思います。
広瀬議長	他に皆さん意見はございますでしょうか？
栗原委員	私は参加している委員は氏名を公開し、使命・職務を全うする必要性もあるのではないかと思います。名前を出す・出さない両方あります。議論が積極的に行えないとか、誹謗中傷されかねないとか、しかし市の非常勤特別職として報酬を得て審議しておりますので、私は公開することを提案します。
広瀬議長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p> <p>私の方からよろしいでしょうか。通常このような審議会ですと原則公開という形になっております。また、本日お集まりの委員さんを見ましたときに、それぞれが専門分野に長けて居る方でして、恐らく失言等はそんなにはないのでは</p>

	<p>と思います。公開でも支障ないと感じています。なぜ公開できないのかと意見をいただくこともございます。そういったところから、専門分野の方々ですから、責任ある発言をいただけるものと思っております。ついては、公開にできたらと会長として考えておりますがいかがでしょうか。</p> <p>色々なご意見があるかとは思いますが、ガラス張りにしていくことも大切だと思いますので、公開ということでもよろしいでしょうか。(一同異議なし)</p> <p>それでは1つ目の議事録の記録公開方法については公開するというところで宜しく申し上げます。</p> <p>続きまして、傍聴につきましても議事録の公開同様に一人でも多くの方々に傍聴していただく機会ですので、大切なのではと考えております。個人情報保護法に触れる等で無い限りは会議は公開するというところでよろしいでしょうか。(一同異議なし)</p> <p>それでは傍聴は許可させていただくということで申し上げます。</p> <p>続きまして、審議会の資料が通常一週間前に配布されます。時には次の会議に都合上、出席できない委員さんも居るかと思えます。そんな時を含め、事前に事務局の方に資料に基づいて、質疑・意見等を出すことができるか、それを行わないかという話ですが、いかが致しましょうか。</p>
栗原委員	<p>欠席等することについては別にして、市が資料を提供してくれる前提であれば、その資料に対して質疑・意見がある方は、当然文書を出すこともできるし、文書が間に合わない人も居るかと思えます。文書で出さなかったら駄目ではなく、当日でも質疑・応答は受けると柔軟に考えていただけたらと思います。</p>
種村委員	<p>同じ意見なのですが、基本的に限られた時間内で効率的に審議を進める為に、審議会の場で理解するための議論を省くという意味で、疑問があった場合は先にそれを解決しておくというのは、議論する上で一番効率がいいのではないかと思います。先に事務局から疑問を解決するための説明を受けるなり、それに合わせた資料をご用意いただく等の対応をしていただければ進みやすいと思いますので、宜しく申し上げます。</p>
広瀬議長	<p>限られた時間の中では意見が出し尽くされないという意見がございました。いかがでしょうか。資料が一週間程度前に配布されます。それらに基づいて、事前に意見・質問等できる形をとらせていただいてもよろしいでしょうか。(一同異議なし)</p> <p>それでは事前に意見・質問を提出可能ということにさせていただきます。宜しくお願い致します。</p> <p>以上で諮問がありました3件につきましては、全て決定致しました。</p> <p>それでは、ただ今より次第7-1に関する質疑に入らせていただきます。先程事務局の方から説明がありました7-1に関する質疑です。何か意見等ございましたら挙手をお願い致します。</p>

栗原委員	この後に関連することで説明がありますので、全部終わった後で関連して質問してもよろしいでしょうか。
広瀬議長	項目ごとにある程度分けてあります。できることであれば1つ1つ審議していきたいと考えています。宜しくお願いします。
栗原委員	<p>審議会の機能についてですが、基本は市長の諮問に応じて審議していくということですが、審議していく過程で、今回の資料で例えばコンサルタントの提案ということがございます。やはり審議会として討議するにはどういうコンサルタントが応募してきて、どういうプレゼンテーションをしたのかということ自分たちが理解できない。またその選定が正しかったのかということも討議されてない。こういった過程に審議会は絡めないのか、というのが1つ。</p> <p>今回は選ばれてしまっているのですが、その選定の過程、各業者のプレゼンテーション資料をいただけないのでしょうか。</p> <p>今後、行政研修・地区懇談会等スケジュールに記載されておりますが、行政研修があるのであれば、オブザーバーでもいいので、参加させてもらえないだろうか。あるいは地区懇談会を開催するときに、一緒にオブザーバーとして参加させてもらえないだろうか。こういった時は勉強になるので報酬を伴わなくてもいいのではと思います。</p> <p>後々言おうかと悩んでいたのですが、審議会の機能と言うことで、審議会としてどうあるべきか、ということ事務局の見解を伺っておきたいと思えます。</p>
広瀬議長	それでは栗原委員さんのご指摘に対して事務局の説明お願い致します。
事務局 (岡田課長)	<p>はい。地域福祉課、岡田でございます。</p> <p>まずコンサルタントにつきましては、市の方でプロポーザル委員会を設置しまして、そこで選定させていただきました。それ以降の懇談会やアンケート等については、審議会の皆様にご審議いただきたいと思っております。以上でございます。</p>
栗原委員	審議会の委員が関与できる状態が地域福祉計画の中で必要だと思えます。ここに居る委員の方は福祉計画・活動計画を推進する母体として重要な地域資源になりますので、是非そういうご返答をお願いしたいと思えます。
事務局 (岡田課長)	前回の時にもその辺のご意見もございましたので、今回はぜひそういった形で進めてまいりたいと考えております。
広瀬議長	<p>他に質疑・意見等ございますでしょうか。ございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは無いようでございますので次第7-1についての質疑・意見を締め切らせていただきます。</p>

	<p>次に次第 7-2 の諮問事項及び審議会の役割等について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (井田主事)</p>	<p>それでは事務局の方から 7-2 について説明させていただきます。当日説明用資料の 5 ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず、地域福祉計画・活動計画策定の大まかな流れについて説明いたします。現行の計画は、平成 30 年度に終了いたしますので、それに合わせて、第 2 期目の計画を審議会の皆様と策定していきたいと考えております。そのため、今回は平成 29 年度及び 30 年度の 2 か年をかけて計画を策定していくこととなります。</p> <p>今年度については、具体的な計画内容に入る前の準備段階として考えております。主な作業工程としては、大きく分けて、①の基礎調査として、アンケートやヒアリング、住民の声を集約する場としての懇談会の実施を行い、そして②の計画の策定方針の決定という 2 つの作業を進めていきたいと考えております。そして、次年度においては、計画骨子、素案の作成を予定しております。</p> <p>5 ページ下部をご覧ください。審議会への諮問事項として、大雑把ではございますが、審議会へどのようなことを諮問するか、ということをもとめております。</p> <p>まず、先ほど申し上げたとおり、今年度につきましては調査期間という位置づけでございます。①から⑥まで、それぞれの事項を設定しておりますが、平成 29 年度については、①から③について諮問していきたいと考えております。</p> <p>まず基礎調査に係る事項ということで、基礎調査の内容として、アンケート調査票の内容やどういった対象にアンケートを取るのか、どのように懇談会を運営していくのか、といった調査設計について審議いただきたいと考えております。</p> <p>次に、基礎調査終了後の調査報告書についても審議いただきたいと考えております。調査結果から見える、地域課題・生活課題の分析結果の審議ということで、量的調査や質的調査の結果が具体的な本庄市の課題をどのように導き出すか、ということについて、委員の皆さんの知恵を拝借したい、ということでございます。</p> <p>次に、計画の策定方針に係る事項として、本庄市の課題はもちろん、児玉郡市という少し広範囲の状況や、全国的な流れ等を加味したときに、本庄市の地域福祉計画は今後どうあるべきなのか、ということの方針として決定したいと考えておりますので、そちらについてご審議いただきたいと考えております。</p> <p>④以降は次年度の審議事項でございます。</p> <p>概ね以上の事項についてご審議いただく予定となっております。</p> <p>次に、今年度の組織体制についてご説明いたします。次のページをご覧ください</p>

	<p>さい。</p> <p>先ほど栗原委員からございましたご質問の中でもふれられたことですが、調査を実施するにあたって、行政だけで専門的な調査を行っていくというのはなかなか難しいのが現状でございます。</p> <p>そのため、現行計画についても、コンサルタント事業者を選定し、調査を行ってまいりました。同様に次期計画についても、コンサルタント事業者を選任し、調査を行っていきたいと考えております。</p> <p>組織体制についての項目の下部に選定経緯がございますが、すでにプレゼンテーション審査も終了し、現在契約交渉中でございます。まだ契約が締結できておりませんので、この場ではどのような業者が、ということ述べることはできませんが、公募型のプロポーザルにより選定を行っております。委員の皆様には、事前に配布資料として、調査業務委託仕様書とプロポーザル実施要項、それから採点表を配布し、基礎調査を行うに当たっての事務局の考えについてお示ししております。</p> <p>今年度は、審議会、事務局、そして、今ご説明したコンサルタント事業者の三位一体で、基礎調査、策定方針の策定を進めていきたいと考えております。</p> <p>それぞれの役割分担としてイメージ図を作成しております。コンサルタント事業者は、各調査における調査設計・調査ツール案の作成、調査の実施、調査結果の集計・分析、調査報告書案の作成、審議事項に関する助言がおもな役割であり、事務局は、行政調査ツール案の協議、調査ツールに基づく行政調査の実施、行政調査報告書案の検討、審議会提出案の作成、各種調査結果に基づく計画策定方針案の作成を行うことが役割となります。審議会では、先ほど説明した通り、審議をいただきたいと考えております。</p> <p>次のページに作業フローのイメージを示しております。おおむねこのサイクルを繰り返すことで、審議会を進めていきたいと考えております。コンサルタント事業者が作成した案を事務局が検討し、審議会に諮り、審議会からの修正等を事務局が検討し、コンサルタント事業者に投げ返す、というサイクルを繰り返し、質の高い調査を実施していきたいと考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上とさせていただきます。</p>
<p>広瀬議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今より 7-2 につきまして質疑に入らせていただきたいと思えます。質問・意見等ございましたら挙手をお願いします。</p>
<p>栗原委員</p>	<p>今回審議会を進めていくにあたって事務局にご配慮していただいております。資料もプロポーザル実施要項等、事前につけていただいて、どのような観点で市が業者を選定しているのか、臆気ながらわかります。</p> <p>業務委託仕様書の 1 ページに (4) 基礎調査等を通じた住民意識等の変革のところで、地域住民が「他人事」になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組むための意識の醸成を併せて行うこととする、と含まれており</p>

	<p>ます。それから先程、金井先生の講義の中であった「我が事、丸ごと」ということは、たぶんこの地域計画の推進をする上でかなり重要な要素となっていくと思います。地域福祉計画は、そのような概念で市民や各団体が行うのでしょうか、是非その時にお願いしたいのは、行政が同じことをしてくれているかということです。行政は今まで見てきますと見ざる、言わざる、聞かざるで他人事で行ってると思います。市民が見て行政も丸ごと自分の事として業務執行してくれているなど、これが見えないと市民に対して「我が事、丸ごと」と訴えるのは、なかなか難しいのではないのでしょうか。これは釘を刺しておきたいと思います。</p>
広瀬議長	<p>こちらは意見としてさせていただきたいと思います。 他に意見・質問はございませんでしょうか。</p>
高橋祐委員	<p>ちょっと今更になってしまいますが、活発すぎる議論は不安でもあります。気軽にやるからこそ議論ができると思うのです。</p>
事務局 (岡田課長)	<p>今のご意見ですが、基本的に専門用語ですとか知識の問題もあるかと思うのですが、できれば自由活発に喋っていただいて結構です。こちらも内容によっては調整させていただきますので。色々な議論ができるのが我々の目標です。是非、思ったことはなるべく言っていればと思います。宜しくお願いします。</p>
高橋祐委員	<p>先程のプロポーザルの件ですが、この審議会の前に行われており、既に決まっているような感想を持ちました。審議会のメンバーの意見も反映させていただければと思います。</p> <p>コンサルタント会社の関係ですが、どういう会社で、どういう思いで提出したかによって、この資料が大きく変わってしまうと思います。アンケートに関しては、我々はプロではないので、適確なアンケートを作るには会社側が主導権を握ると思います。どんな会社が何社出て、どんな議論がそこでなされたのか等気になっています。計画ができたときに我々の名前も載って責任を持って判を押すわけです。その時に自分が自信を持って言えるように知っておきたいと思います。</p>
広瀬議長	<p>ありがとうございます。まさに今回お話頂いたとおり、事務局の方に「それどうなってるの」と最初に聞いた話でございました。とても重要な事だと思います。</p> <p>また 7-2 にも書いてありますので、説明できる部分があればお願いします。</p>
事務局 (岡田課長)	<p>今回プロポーザルですが、複数の会社が手を挙げてくれれば良かったのですが、1社のみでした。ただし、その会社のつきましては、かなり造詣深いところだと、私たちは自信を持っております。会社の評価を我々が行いまして、7</p>

	割ぐらいの点を確保しました。特にこの地域福祉の分野においては最先端の会社だと我々は思っています。我々が考えている以上にやってくれると思っています。
高橋祐委員	私が心配するのは独自性の問題です。その会社が様々な自治体に関わっていると、どこかと同じようになってしまわないかと思っています。本庄市の独自性がどこで出せるのかなと思います。他でやっているから駄目ということではなく、少し気になります。
広瀬議長	まさにそうですね。他の自治体に携わってる関係で、例えば市の名前と数字だけ変えて出すだけでは困ると、実は私も心配したんです。その時、課長からお話頂きましたのが、本庄市で今回計画を作るにあたっては審議会の意見を最優先で作らせていただくということでした。ですから皆さんの意見が最優先でございますので是非、忌憚のない意見をお聞かせください。 課長、何かありますか。
事務局 (岡田課長)	実績を言わせていただくと、現在千葉県、埼玉県、近隣の町でも係わっております。今後の審議会の中で業者の方の意見を聞いていただく機会があると思います。
広瀬議長	よろしいでしょうか。
栗原委員	高橋委員さん、ありがとうございます。こういう審議会を進めるにあたって、特にコンサルタントを使う場合、コンサルタントをどう選んでいくかという非常に重要で、最初の入り口となります。入り口に自由裁量権がないというのは如何なものかと思っています。 1社しか居ないのはどうしてなんだろう、変に考えますと談合ということも考えられます。本庄市の提案書は複数の業者が公募するだけの内容・予算も無いのか、そういう観点も本来は見なければならぬのかもしれませんが、予算の部分まで我々が口を出すのは如何なものかとは思いますが、1社しか公募が無いというのは、どこか反省すべき点もあるかと思っています。 私はこの後、近隣やどこかの市町村に電話をかけて、福祉計画のコンサルタント何社応募があったかたぶん聞くとと思います。それに耐えうるだけの答えを次回ご用意いただければと思います。
広瀬議長	ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。 では、私の方から1つお願いしておきたいのですが、もし可能であるならば、ですが、今回アンケートなど調査するにあたって、近隣自治体の実態を把握できるようなものが必要かなと思います。できたら結構ですので、準備いただけたらと思います。先程の委員さんの自己紹介の中にもありましたが、他の自治体よりも良いものを作りたいというご意見もございましたので、可能でしたらお願い致します。 他にはよろしいでしょうか。それではないようでございますので、7-2につ

	<p>きまして質疑を終了させていただきます。</p> <p>次に次第 7-3、平成 29 年度の予定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。また、先に資料の箇所がどこなのか伝えていただいてから説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (井田主事)</p>	<p>それでは 7-3 の平成 29 年度予定スケジュールについて説明させていただきます。説明させていただく資料は当日説明用資料の一番後ろのページでございます。</p> <p>平成 29 年度のスケジュールについて、先程おおまかな説明をさせていただきました。審議会の実施回数については全 5 回を今年度は予定しています。主な議事についてですが、第 1 回、今回は委嘱状の交付、審議会の役割・スケジュール等の確認、地域福祉に関する講義です。審議という要素は少々薄い形になってしまったかとは思いますが、第 2 回以降は意見交換・審議を主に考えております。</p> <p>第 2 回につきましては調査設計・調査票の案について早速ご審議頂きたいと思っております。先程、会長からご提案がありました、近隣市の調査票等につきましても、この時に参考資料として送付させていただければと思っております。第 2 回目以降につきましては、全ての審議会にコンサルタント事業者が同席致します。ですので、第 2 回目ではコンサルティング業者から自己紹介、考え方等についてお話し頂く時間があるかと思っております。</p> <p>調査票の設計について確定まで審議会を 2 回かけて行いたいと考えております。第 2 回、第 3 回と 2 回の審議会を通して、調査の内容について決定をしていきたいと思っております。次回の審議会ではこちらから案を提示し、そちらについて活発な意見・審議いただきたいと考えています。そして第 3 回に修正した新しい調査票をご提示できればと思っております。</p> <p>第 3 回で調査票が決まれば、調査が始まります。調査の合間には審議会は設けておりません。調査が終わった後に調査報告書について、第 4 回審議会でご審議いただこうと考えております。ですので第 3 回と第 4 回の間少し時間が空いてしまいますが、調査の過程で懇談会や行政研修等予定をしております。審議会の委員さんには通知をさせていただきますので、ご参加いただければと思っております。</p> <p>第 4 回につきましては、調査報告書案・策定方針案のご審議をいただきます。こちらについても第 4 回、第 5 回と 2 回の審議会を経て決定していきたいと思っております。</p> <p>ただ、第 1 回から第 5 回の合間に必要な事項について審議会を開催するまでもないようなこともあるかと思っております。そういったときは連絡調整等随時図らせていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。</p> <p>当日説明資料 8 ページの下段に予定の日程を示させていただきました。7 月</p>

	<p>28日に第1回審議会があり、8月の中旬頃、コンサル事業者より調査票案を提出いただく予定です。そちらを9月初旬の第2回審議会にて審議を行います。中旬に行政研修・地区懇談会を開催できれば、後の報告書の作成等がスムーズに進むと思います。あくまで予定でございます。第3回審議会を10月初旬に行い、中旬にその決定を経て調査内容及び調査票が完成し、アンケートを実施していく形です。最終的に1月初旬頃調査報告書案を提示いただき、それについて4回、5回と審議していきます。その過程でパブリックコメントの実施も予定しております。かなり簡単ではございますが、今年度のスケジュールについて説明させていただきました。</p>
広瀬議長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>それではただ今より、7-3につきましての質疑に入ります。質問・意見はありますでしょうか。</p>
栗原委員	<p>スケジュール等事務局から説明がありましたけれども、前回の計画時に比べると非常に細かく配慮してくれていると思います。前回の計画に出席された委員の方は、そういう感想を持たれていると思います。前向きな提示を頂いておりますので、先程申し上げましたように、本庄市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画は実のあるものにし、それが実践されて市民のところに福祉計画や生活支援が行き渡るように努力していきたいと思っております。事務局はかなり前回に比べると改良していると思いますが、2年程猶予期間がございますので、その中で「我が事、丸ごと」をきちんとやるためには市の職員が自ら、あるいは実施活動計画の主体となるように社協の職員も「我が事、丸ごと」で考えていただきたいと思っております。他人事は止めてほしいと重ねてお願いいたします。それというのは、色々の意見があり相談員業務について、相談員が自ら手をあげて言っているのに事務局対応がきちんとなっていないという声も聞こえます。一部で隠されてしまっているのもっとオープンにしてほしいと思っております。子どもをお持ちの皆さん、それと同じですから親は市であり社協でありますので、ぜひそのようにしてほしいと願っております。</p>
広瀬議長	<p>はい、ありがとうございました。他にどなたかご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは意見・質疑等無いようでございますので、7-3につきまして終了させていただきます。</p> <p>次に次第8のその他ということで、次回審議会日程について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (井田主事)	<p>それでは先程、ご説明させていただいたように、第2回の審議会については9月の初旬を予定させていただきたいと思っております。事務局の方で会場の確保等ございますので、予め候補日をいくつか提示させていただきたいと思っております。まず9月の初旬ということですので10日前ぐらいまでを考えると、この大会議室が開いていたのが9月4日(月)、5日(火)、8日(金)、この3日です。できればこの3日のどこかで開催できればと考えております。また、</p>

	事務局の都合で大変申し訳ないのですが、できれば 8 日に審議会を開催させていただけると資料の準備等十分にできると思っておりますので、ご審議いただければと思います。
広瀬議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは事務局の方から提案がありました 4 日、5 日、8 日という候補日がございましたけれど、第一候補と致しまして準備等考えたときに、9 月 8 日としたいとのことなのですが、皆様何か意見ございますでしょうか。(一同異議なし)</p> <p>では、次回は 9 月 8 日に決定でよろしいでしょうか。もしかしたら変更になる可能性もございますので、あくまで第一候補としてお願いします。時間は午後 1 時半からということです。また追って事務局の方から通知をなるべく早めに出していただきたいと思えます。</p> <p>他に皆様から質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは次第 8 その他についても終了させていただきます。</p> <p>事務局の方から何かございますか。</p>
事務局 (井田主事)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>当日の配付資料として E メールの申出書を配布させていただきました。こちらにつきまして、実は傍聴者の皆様にもお渡ししています。メールでやりとりができるものもございますし、郵送が望ましいものもあり、そのあたりは臨機応変に対応していきたいと思っています。こちら何を目的にするかと申しますと、先月 6 月 10 日に大阪豊中市社会福祉協議会の勝部麗子さんの講演会について審議会委員の皆さんに通知させていただいたように、地域福祉に関する講演会や研修会等、勉強できる機会がすごく沢山ございます。厚生労働省の方で、地域力強化検討会というものがあります。そこでの議論が今の本庄市の地域福祉計画について審議をする上で、非常に貴重な資料になると思っております。そういった講演会や地域福祉に関する情報について審議会の皆様とできる限り共有をしていきたいと考えています。毎回毎回紙で通知となりますと、郵送料が馬鹿にならないということもございますので、E メールアドレスをお申し出頂いて、情報を送らせていただく形ができたと思います。ただ、フリーのアドレスなど持っていない方もいらっしゃるかと思います。アドレスがない、もしくは個人で使っているのも、外部に出したくない方がいらっしゃれば、重要な情報については郵送で対応させていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。</p>
広瀬議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>これまでのことで、皆様より意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>これをもちまして、全ての議題を終了し、議長を降ろさせていただきたいと思えます。皆様のご協力に感謝致します。ありがとうございました。</p>

様 式

事務局 (岡田課長)	ありがとうございました。 それでは閉会の言葉を岡芹副会長お願いします。
岡芹副会長	ただ今をもちまして本庄市地域福祉計画審議会を閉会致します。ご協力ありがとうございました。

以上